

監査委員公表第6号

## 監査等の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和元年 9月30日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎  
同 天利 薫

1 監査年月日

令和元年9月3日から9月26日まで

2 監査等対象機関

寒川町福祉活動センター指定管理者／社会福祉法人 翔の会  
所管課／福祉部福祉課

3 監査等の種別

財政的援助団体等の監査（公の施設の指定管理）

4 監査等対象

平成30年度の寒川町福祉活動センターの管理に係る出納その他の事務及び福祉課の指定管理に係る出納その他の事務

5 監査の方法

指定管理に関する書類の提出を求め、指定管理に係る一連の事務処理や事業が適正に執行され、目的が達成されているかに重点を置き、抽出により書類を監査するとともに事情を聴取し、併せて現地調査を行った。

6 監査の結果

一部留意すべき事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められた。

○留意すべき事項は口頭により指導した。